

韓国入国時の外国人の指紋・ 顔情報確認制度施行のご案内

2012年1月より、顔写真及び指紋の確認制度の対象が変更となります。

対象者

外国の政府関係者および国際機関の関係者とその家族など法律上、指紋・顔写真の提供義務が免除されている者を除く
全ての17歳以上の外国人入国者が対象となります。

対象空港

韓国国内の国際線就航全空港にて実施されます。

詳細について

KOREA IMMIGRATION SERVICE のサイトにてご確認ください。

<http://www.immigration.go.kr/indeximmeng.html>